

一般社団法人 大阪府理学療法士会 生涯学習センター

調達規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センターの物品、ソフトウェア等の購入及び印刷・製本、HP制作・管理等の業務委託（以下「物件」という。）に関し適正な業務を遂行するために定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 物件の調達手続きについては、この規程の定めるところによる。

(調達の原則)

第3条 調達にあたっては、適正な方法・価格で行わなければならない。

(調達の手続)

第4条 各局・部において物件の調達しようとするときは、別に理事会で定める調書申請書に所要事項を記入し見積書を添付して事務局に提出しなければならない。但し、物件1件あたりの金額が10万円未満の場合は、各局・部の当年度予算から局長決裁にて発注することができる。

2 価格が10万円以上200万円未満の場合は、調達申請書に2社以上の見積書を添えて理事会に諮り決定するものとする。

3 価格が200万円以上の場合は、調達申請書に3社以上の見積書と物件の提案者、仕様書等物件に関する資料及び各局・部による審査結果を添えて理事会に諮り決定するものとする。

4 第2項及び第3項に定める要件について、調達しようとする物件が特殊な物品・委託の場合で他社との比較が困難である場合は、この限りでない。

5 物件が継続的な履行を求める役務契約等であるときは、月当たりの金額に1.2を乗じた金額をもって、物件1件あたりの価格とする。

6 その他、調達の手続に関して必要な事項は、理事会が定める。

(発 注)

第5条 物件が10万円以上となるときは、理事会の決裁に基づき、原則として事務局にて契約事務を処理する。

(契約書)

第6条 契約の締結にあたっては、契約の目的、履行期限、支払条件その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。但し、価格が100万円を超えない契約の場合は、相手方から提出させた注文請書を契約書に替えて契約書の作成を省略することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、令和4年9月1日より施行する。

